23消安第3099号 平成23年9月7日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

国内飼養豚におけるA型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランスの実施について

平素から家畜衛生行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

現在、国内で飼養されている豚のインフルエンザ検査に関する対応については、各都道府県において、「国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査の実施について」(平成21年5月1日付け21消安第1033号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「平成21年5月1日付け課長通知」という。)及び「国内で飼養されている豚の豚インフルエンザ検査に関する対応について」(平成21年10月1日付け21消安第6800号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「平成21年10月1日付け課長通知」という。)により、生産者及び関係者の御協力を頂きながら、対応しているところです。

先般、厚生労働省から平成21年に流行したインフルエンザ(A/H1N1)については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表がなされたところです。これに伴い、国内で飼養されている豚におけるA型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランスの実施に関する事項を別添のとおり定めましたので、これに沿って適切に御対応いただきますようお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、平成21年5月1日付け課長通知及び平成21年 10月1日付け課長通知を廃止しますので、御了知願います。 国内飼養豚における A型インフルエンザウイルスの保有状況に関する サーベイランスの実施について

1 目的

我が国で飼養されている豚(以下「国内飼養豚」という。) における A 型インフルエンザウイルスの保有状況を把握するため。

2 サーベイランスの実施

- (1) 調査対象 呼吸器症状を示したため、家畜保健衛生所で病性鑑定を実施する国内飼養豚
- (2)調査期間 通年
- (3)調査月齢 全ての月齢
- (4) 調査材料 鼻腔スワブ、肺乳剤等
- (5)調査方法
 - ① 呼吸器症状を示したため、家畜保健衛生所で病性鑑定を実施する国内 飼養豚について、ウイルス学的検査を実施する。ウイルス学的検査は、 病性鑑定マニュアルに基づき、原則としてイヌ腎臓尿細管上皮細胞由来 株化細胞(MDCK 細胞)を用いた細胞培養法により行う。
 - ② 赤血球凝集性 (HA) を有するウイルスが分離された場合には、PCR 検査 (NP) を実施し、A 型インフルエンザウイルスの有無を確認する。
 - ③ 分離された A 型インフルエンザウイルスを独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(以下「動衛研」という。)に送付する。
 - ④ 動衛研において亜型の判定や遺伝子解析等の性状解析を実施する。
 - ⑤ 動衛研は、性状解析の結果を農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)及び都道府県畜産主務課に連絡する。

(6) 農場への指導

A 型インフルエンザウイルスが分離された場合、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、飼養されている豚についてインフルエンザ様の臨床症状の有無を確認するとともに、異状を認めた個体については、移動・出荷をしないよう指導する。

3 報告

都道府県畜産主務課は、調査状況について四半期ごとに翌四半期の最初の月 の20日までに別紙様式により、動物衛生課に報告する。

4 その他

病性鑑定 (類症鑑別) に要する薬品の購入費等については、家畜伝染病予防 費負担金により交付する。